

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 11 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600101 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600081 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 9 日まで

私は、請求期間において、A 社に勤務したが、年金記録によると、平成 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが判明した。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書 (平成 20 年 4 月分) 及び請求期間当時の事業主の回答により、請求者は、当該期間において A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 20 年 4 月の標準報酬月額については、給与明細書における給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は、平成 20 年 4 月について、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管している平成 22 年 9 月 28 日受付の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (以下「資格喪失届」という。) における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 20 年 4 月 1 日となっていることから、解散時の事業主から同日を

厚生年金保険被保険者の資格喪失日として資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 7 月 9 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（平成 20 年 6 月分）、請求期間当時の事業主の回答及び当時の住所地における国民健康保険の記録により、請求者は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、平成 20 年 5 月分の給与明細書を所持していない上、同年 6 月分給与明細書の下欄には、「先月分、今月分の支給が遅延見込みです。」と記載されており、請求期間当時の事業主は、同年 5 月分及び同年 6 月分の給与を支給したか不明であると回答していることから、当該期間の給与が支給されたか確認することができない。

また、B市から提出された平成 21 年度分住民税課税基礎資料（平成 20 年分所得申告書）によると、請求者は、A社に係る給与収入を申告していないことが確認できる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600102 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600082 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 9 日まで

私は、請求期間において、A社に勤務したが、健康保険被保険者の資格喪失日が平成 20 年 4 月 1 日となっていることが判明した。同じ期間に勤務した私の妻の厚生年金保険被保険者の資格喪失日も同日と記録されていることから、妻も訂正請求を行っているので、制度上、私は、厚生年金保険の被保険者とはなり得ないかもしれないが、厚生年金保険と健康保険の被保険者資格の統一性に鑑み、私の健康保険被保険者の資格喪失日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法（以下「法」という。）は、法第 28 条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するとき、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができると規定している（法第 28 条の 2 第 1 項）。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項」と規定されている。（厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2）。

請求者は、本件の訂正請求により、健康保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することを求めているところ、訂正請求の対象となった健康保険被保険者資格の喪失日は特定厚生年金保険原簿記録に含まれておらず、請求者は訂正請求をすることができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。